

発議第1号

T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年 3 月 27日提出

提出者 薩摩川内市議会
企画経済委員会
委員長 佃 昌 樹

提 案 理 由

T P P交渉は、協議が続いているが、政府はいかなる状況においても、現在の交渉姿勢を断固として貫く必要がある。また、農林水産業のみならず国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠であり、早急に十分な情報開示をすべきである。

については、関係行政庁に対し、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）

T P P 交渉は、平成 2 5 年末までの妥結を目指して進められてきましたが、年内妥結に至らず、本年 2 月シンガポールで開催された T P P 閣僚会合でも市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、引き続き協議を続けていくこととなりました。

政府は、農林水産分野の重要品目 5 品目など聖域の確保を優先し、確保できない場合は脱退も辞さないこととした国会の決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、決議は実質的な政府方針となっています。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されますが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければなりません。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままであります。T P P は農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、I S D など国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠であります。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、我が国でも早急に十分な情報を開示すべきであります。

よって、政府におかれては、T P P 交渉において下記の事項を必ず実現されるよう強く要請します。

記

- 1 T P P 交渉において、国会の衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること。
- 2 T P P 交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官